

平成31年第2回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年2月12日(火)  
午前10時01分から午前10時34分
2. 早島町役場 2階第1会議室
3. 出席委員 12名
4. 欠席委員 2名
5. 傍聴人数 1名
6. 議事日程  
議案第7号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
7. 農業委員会事務局員 3名

午前10時00分

○事務局

ただいまから平成31年第2回早島町農業委員会を開会いたします。  
はじめに、●●会長よりご挨拶をお願いします。

○会長

【ご挨拶】

○事務局

ありがとうございました。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は農業委員さんのご出席が8名、ご欠席2名、推進委員さんのご出席が2名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行は●●会長によろしく願いいたします。

○議長

これより、議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

○議長

それでは、議事録署名委員は、5番の●●委員、6番の●●委員をお願いします。よろしくをお願いします。

【両委員了承】

それでは日程1の議案第7号 農用地利用集積計画 を議題といたします。

なお、本案件に関して●●委員は利害関係人でありますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、●●委員には一時退席を求めます。

【●●委員退席】

○議長

それでは事務局、説明してください。

○事務局

それでは議案書2ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画は2件でございます。

番号1について、申請地は、

前潟字●●番●●、地目が田、面積が●●m<sup>2</sup>

です。

利用権の種類は賃貸借権で、貸付人はAさん、借受人がBさんです。

こちらは利用権の再設定で、利用権の存続期間は平成31年3月1日から平成37年2月28日までです。位置図は3ページです。説明は以上です。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番●●委員からよろしくお願いします。

○2番

2月7日の日に現地確認を行いました。場所は、●●踏切のすぐ、地図●●に当たるといいます。一昨年までは耕作をしていましたが、昨年より苗床を作るということで利用しとります。まあ、周りの田植え後の土地の管理においても別に悪影響になるようなことはないと思います。それと、ここ自体がずっと空地ですかね、田植えが済んで空地になつとるんですけど、まあ草の管理もされてますので、問題はなかろうと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質問、意見なし】

○議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

○議長

ないようでありますので議案第7号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○議長

ないようでありますので、議案第7号・番号1は許可相当に決定いたしました。  
ここで●●委員の入室を認めます。

【●●委員入室】

○議長

続いて番号2を議題といたします。事務局、説明してください。

○事務局

それでは議案書2ページへお戻りください。

番号2について、申請地は、

早島字●●番●●、地目が田、面積は●●㎡です。

利用権の種類は賃貸借権で、貸付人はAさん、借受人がBさんです。

こちらは利用権の再設定で、利用権の存続期間は平成31年3月1日から平成37年2月28日までです。位置図は4ページです。説明は以上です。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を1番●●委員からよろしく  
お願いします。

○1番

現地確認を2月7日に行いました。場所は、●●と●●部落のちょうど中間部で、  
以前からBさんがずっときれいに管理されてますし、今後も継続してある意思もあり  
ますので、問題なく継続してくれると思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質問、意見なし】

○議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

○議長

ないようでありますので議案第7号・番号2については承認したいと思います。い  
かがでしょうか。

## 【異議なしの声】

### ○議長

ないようでありますので、議案第7号・番号2は許可相当に決定いたしました。

### ○議長

続きまして日程2の議案第8号 農地法第5条の規定による転用許可申請を議題とします。事務局説明してください。

### ○事務局

それでは議案書5ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定の規定による転用許可申請は2件です。

番号1について、権利の種類は使用貸借権の設定です。申請地は、前潟字●●番●●、地目が田、面積は●●㎡、農地区分は第3種です。使用貸人はAさん、使用借人はBさんでございます。

転用目的は自己住宅で、申請事由は、「現在実家の離れに居住しているが、建物は古く、手狭であるため、実家に近い申請地へ自己住宅を建築する」です。位置図は6ページとなります。説明は以上です。

### ○議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番 ●●委員からよろしくお願ひします。

### ○2番

2月7日に現地確認行いました。場所は●●のちょうど真向かいよりも行った所の田です。まあ田でありながら、この田んぼは取水口がありません。排水はあるんですけど、取水口。近くに水路はあるんですけど、水を入れるところがないために、この数年、耕作はされておられません。ただし田としての管理はきれいにされており、これは全く問題なかろうかと思ひます。ただこれを現状で田に使用するというのは、もう不可能じゃないかなと思われて、この周辺駅もありますし、埋め立てても別に問題なかろうかと思ひます。以上です。

### ○議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

## 【質疑応答】

○議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

○議長

ないようでありますので議案第8号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○議長

ないようでありますので、議案第8号・番号1については許可相当に決定いたしました。

続きまして、番号2について事務局説明してください。

○事務局

それでは議案書5ページをご覧ください。番号2について、権利の種類は所有権の移転です。申請地は、

早島字●●番●●、地目が田、面積は●●㎡、農地区分は第3種です。

譲渡人はAさん、譲受人はBさんでございます。

転用目的は露天駐車場で、申請事由は、「早島●●-●●, ●●-●●, ●●-●●, ●●-●●への●●新設に伴い、従業員が増加するため、露天駐車場として利用するもの。」です。位置図は7ページとなります。説明は以上です。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を1番 ●●委員からよろしくお願ひします。

○1番

現地確認は2月7日に行いました。場所は●●の西側、●●という●●の建設中の所と●●道路のちょうど中間部の細長い田んぼであり、現状は2, 3年前から休耕していきまして、草刈り等で悪い影響がないような感じで管理されていたのが現状です。場所としては西側の細長い部分はすでに駐車場で使用されていきまして、車が何台か停まってました。それと北側にある●●という会社の駐車場の拡張になるんですけど、●●という会社が申請地の北側で●●を新設する予定で、今年の3月から着工になります。という関係上工事関係者とか従業員の関係の方の駐車場が手狭になってくるとのことだから、ここで拡張したいということで今回申請されています。周辺の環境なん

ですけど、東側にある田んぼの持ち主も、将来は同じように開発しよう意思もみられまして、別に反対するだけの強い意思表示もないし、問題ないかなと思いました。以上です。

○議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

○5番

この●●新設というのはもうこれ出来とるんですか、これからやるんですか。

○1番

これから。3月に。

○5番

何の工事。

○1番

●●の拡張工事。

○6番

●●は何を作っているのですか。

○7番

●●。

○1番

この●●は公害が発生するような●●ではないです。

○6番

●●を作っているのか、●●で作っているのか、どっち。

○事務局

両方です。

○議長

その他、ご意見等ありませんか。

○ 6 番

ここは何でも建てれるのか。●●が建てれる地区かどうか。

○事務局

●●。ていうのが、都市計画法の要件にすでになっています。  
ただ●●さん今すでに●●があるんですけど、それにもう都計法で定められた●●というところで建てることができます。

○ 6 番

他の●●とかはいけないのですか。

○事務局

都市計画法で定められたものしか建てられません。

○ 7 番

基本的なことをお伺いしたいんですけど、●●という名前なんですけど、●●番●●は●●で、その他にも●●とかっていう会社も隣接して所在地とかあるんですけど、これは●●が使用する駐車場ですか。

○事務局

新設は●●地はですね、●●新設地については●●さんが●●を建てられてその従業員の方が使われるんですけど、所有権移転を伴うんで、土地が名義は●●で使っていくことになります。

○ 7 番

以前、農転で駐車場の申請をしていませんでしたか。

○事務局

以前の申請地を含めて●●を建てて、ただ従業員も増えるので。以前許可した場所にも駐車場はできます。

○ 7 番

分かりました。

○議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

○議長

ないようでありますので議案第8号・番号2については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○議長

ないようでありますので、議案第8号・番号2については許可相当に決定いたしました。

それでは、その他について事務局からお願いします。

○事務局

次回の農業委員会は3月11日（月）を予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願いします。

以上で、その他の報告事項を終わります。

○議長

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。

第2回早島町農業委員会を閉会いたします。